



# オーストラリア 2015/16 年度連邦予算案の解説

KPMG オーストラリア

パートナー 大庭 正之

KPMG 税理士法人

ディールアドバイザー M&A タックス

シニアマネジャー 吉岡 伸朗

オーストラリアにおける保守連合政権の下での 2 回目の連邦予算案の発表は、2015 年 5 月 12 日に行われました。その予算案における 2015/16 年度（来年度）の経済見通しは、GDP 成長率 2.75%、インフレ率 2.5%、失業率 6.5%でした。資源業界では投資段階から生産および輸出段階への移行により、失業率が、2014/15 年度（本年度）より約 0.25% 上昇することが予想されています。

現保守連合政権下で 2014 年 5 月に発表された連邦予算案では、本年度の財政赤字予想は 298 億豪ドルでしたが、本年度の財政赤字予想は、411 億豪ドル（GDP の約 2.6%）で大幅に増加しています。また来年度の赤字予想額も、昨年度の予想額から約 180 億豪ドル増加して、約 351 億豪ドルとなっています。これは、連邦政府が昨年度の緊縮財政を見直し、積極財政へと方針転換したことによるものです。財政が黒字化するのは 5 年後の 2019/20 年度と予測されています。それでも公的債務残高の対 GDP 比率は 17-18% 前後で、オーストラリアは国際的に財政の健全性が高いと言えます。

本稿では、オーストラリア 2015/16 年度連邦予算案を解説します。

なお、本文中の意見は、筆者の私見であることをお断りいたします。



おおば まさゆき  
大庭 正之

KPMG オーストラリア  
パートナー



よしおか のぶあき  
吉岡 伸朗

KPMG 税理士法人  
ディールアドバイザー M&A タックス  
シニアマネジャー

## 【ポイント】

- オーストラリアの税収は個人所得税および（現物給与税）の占める割合が多く、来年度は、賃金上昇率の鈍化が予想されていることから、1 年前の個人所得税収予想額よりも約 40 億豪ドルの減収予想となっている。
- 連邦政府の財政赤字は構造的であるため、包括的税制革命の必要性が指摘されており、来年、税制改革白書を発行することが目指されている。
- 2015 年連邦予算案に小規模企業向けの施策を多数織り込んでおり、2015 年 7 月 1 日以降に開始する税務年度から小規模企業に該当する法人に適用される法人税率は 30% ではなく、28.5% となる。
- 外国多国籍企業に対する租税回避防止施策として、既存の租税回避防止規定につき、オーストラリアに課税拠点を持たないように事業スキームを構築・運用している外国多国籍企業にまで、その適用が拡大される内容の法律草案が公表された。
- 連邦政府は経済協力開発機構（OECD）が公表した新しい移転価格文書化基準（国別報告書、マスターファイル、ローカルファイル）を、2016 年 1 月 1 日以降開始税務年度から国内法に取り入れる予定である。
- オーストラリアは G20 の 2014 年議長国として、OCED の BEPS 行動計画の進展をリードしてきた。オーストラリアは 15 項目の行動計画のうち、4 つの重要な行動項目の実現に向けて、これらの制度の導入のために動き出すことを予算案で言及した。



## I 主要税収の推移

図表1は、2013/14年度以降の主要税収の推移を示しています。

本年度の税収予想額は当初3,603億豪ドルでしたが、現時点では3,514億豪ドルと89億豪ドル未達の見込みです。これは個人所得税収が約20億豪ドル、法人税収が約40億豪ドル、年金関連税が約20億豪ドル、見込みを下回ったことに起因します。来年度の税収予想額は3,701億豪ドルで、この内1,945億豪ドルは個人所得税および現物給与税（Fringe Benefit Tax、以下「FBT」という）であり、依然として最大の税収項目となっています。

来年度の総税収の増加は、主として個人所得税収の伸びによります。しかしながら、賃金の上昇率の鈍化が予想されており、1年前の個人所得税収予想額よりも約40億豪ドルの減収予想となっています。連邦政府の財政赤字は構造的であるため包括的税制革命の必要性が指摘されており、そのため連邦政府は、来年、税制改革白書を発行することを目指しています。

図表1 2013/14年度以降の主要税収の推移

| 税目                                     | 2013/14<br>(10億豪ドル) | 2014/15<br>(10億豪ドル) | 2015/16<br>(10億豪ドル) |
|----------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 個人所得税 + FBT<br>(現物給与税)                 | 168                 | 181                 | 195                 |
| 法人税 + MRRT/<br>PRRT (鉱物 / 石油<br>資源利用税) | 69                  | 70                  | 70                  |
| GST (消費税)                              | 51                  | 54                  | 57                  |
| 物品税およびその他<br>の間接税、炭素税                  | 44                  | 40                  | 39                  |
| 年金関連税                                  | 6                   | 6                   | 9                   |
| 連邦税収合計                                 | 338                 | 351                 | 370                 |

## II 個人税制

2015年連邦予算案では、2014年に導入された暫定的に3年間にわたり実施される2%の臨時予算復興税（Temporary Budget Repair Levy）の延長の有無に関しては言及されませんでした。なお、炭素税の廃止に伴い、予定されていた個人所得税の減税策が廃止されたため、結果として、2015-16年および2016-17年の居住者および非居住者に対する個人所得税率（臨時予算復興税を考慮したもの）は図表2および図表3となります。なお、以下には健康保険税（Medicare Levy、以下「メディ

ケアレヴィ」という）の2%は含まれていません。メディケアレヴィの2%と合わせると、最大限界税率は49%となります。

図表2 居住者の課税所得に対する税率

| 居住者の課税所得<br>(豪ドル) | 税率 (%) |
|-------------------|--------|
| ～ 18,200          | 0.0    |
| 18,201 ～ 37,000   | 19.0   |
| 37,001 ～ 80,000   | 32.5   |
| 80,001 ～ 180,000  | 37.0   |
| 180,001 以上        | 47.0   |

図表3 非居住者の課税所得に対する税率

| 非居住者の課税所得<br>(豪ドル) | 税率 (%) |
|--------------------|--------|
| ～ 80,000           | 32.5   |
| 80,001 ～ 180,000   | 37.0   |
| 180,001 以上         | 47.0   |

今回の連邦予算案で発表された個人関連税制の主な改正点は以下のとおりです。

- 2015-16年度以降、車両の業務用関連使用に係る所得控除（4手法）につき、下記の変更がなされる。
  - ・ 4つの手法のうちの2つ（12 percent of original value method および one-third of actual expenses method）の廃止。
  - ・ 4つの手法のうちの1つである cents per kilometre method に関する所得控除額につき、排気量別の控除額（1kmあたり）を廃止し、固定控除額（1kmあたり66セント）を導入。
- 2014-15年度以降の低所得者に係るメディケアレヴィ（健康保険税）免除枠につきインフレ率を反映して増額がなされた。これは低所得者に対するメディケアレヴィの継続的免除を考慮したものである（2015年6月25日に法律施行済み）。
- 2016-17年度以降の「税務上の居住者判定ルール」が一部変更される。具体的には、ワーキングホリデーによる一時居住者を税務上の非居住者と取り扱うというものである。これにより、これらの者は所得税非課税枠（現在年間18,200豪ドル）等を喪失することとなる。
- 2015-16年度以降、遠隔地税額控除（zone tax offset）の対象者から、“fly-in fly-out” および “drive-in drive-out” による指定遠隔地勤務者で通常の居所が指定遠隔地に所在しないものが除外される。
- 従業員株式報酬制度の税制改正がなされる。全体として、改正案は株式報酬制度に係る豪州税制を国際的な取扱いに沿う形に変更するものである。2015年7月1日以降に従業員に付与される新株予約権（ストックオプションを含む）については、新ルールにより、新株予約権等に係る課税時点が、権利確定時（vest）から権利行使時（exercise）へ移行されることとなる。この点については、すべての雇用主が便益を享受できる。これにより課税時点が権利行使による経済的利益の享受時点と一致することとなり、効果的なオプションの活用が可能となる（2015年6月30日に法律施行済み）。

### Ⅲ 小規模事業

連邦政府は2015年連邦予算案に小規模企業向けの施策を多数織り込んでいます。小規模企業の定義は、既存の税法上の小規模企業の定義を参照しており、「合計年間総収入額 (aggregated turnover) 2百万豪ドル未満」の企業がこれに該当します。この判定にあたっては、通常、日本親会社の売上高等も合計して考慮されることから、これらの施策は、日系企業の豪州子会社には適用が限定的となる制度と言えます。

- 2015年7月1日以降に開始する税務年度から小規模企業に該当する法人に適用される法人税率は30%ではなく、28.5%となる。
- 2015-16年度以降、法人形態でない小規模事業者は、1個人当たり1,000豪ドルを上限として、事業所得に係る所得税納税額の5%相当の減額を受けることができる。
- 小規模事業者が2015年5月12日午後7時30分以後に「初めて」取得した20,000豪ドル未満の各減価償却資産についてはその資産が2017年6月30日までに初めて事業の用に供されたまたは使用できる状態に設置された場合、即時償却が可能となる。
- 小規模事業者が2015年5月12日午後7時30分以後に「初めて」取得した取得価額が20,000豪ドル以上の減価償却資産については、既存の小規模企業資産プール制度（一括償却制度）にその金額を追加し、償却することができる。初年度15%およびそれ以降30%で一括して償却される（その残高が税務年度終了時に20,000豪ドル未満になった場合、即時償却が可能である）。ただし、残高の即時償却の利用については、当該税務年度が2015年5月12日以降2017年6月30日の間に終了する税務年度である必要がある。
- 2016-17年度以降、小規模事業者がその企業ストラクチャーを変更する場合に利用可能なCGT (Capital Gain Tax) の課税繰延制度 (roll-over relief) が導入される。事業主は、印紙税やGST等の他の税債務については依然として、注意する必要がある。
- 2015-16年度以降、小規模事業者が新規事業を開始する際に支払うプロフェッショナル費用等（通常5年償却）はその初年度に税務上控除が可能になる。
- 2016-17FBT課税年度以降、小規模事業者につき、現状の業務関連電子機器に係るFBT免税範囲が拡大される。これにより、小規模事業者の各従業員がその年に2台以上の業務用携帯電子機器の提供を受けた場合においても、該当機器の提供につきFBTは課税されないことになる。従来と異なり、これらの電子機器が大きく異なる機能を有していることは要請されていない（従来は、1台のみ免税対象であり、2台以上の提供の場合には実質的に異なる機能を有する機器の提供であることが免税の条件であった）。

### Ⅳ ビジネス税制

#### 1. 外国多国籍企業に対する租税回避防止施策

連邦政府は、1936年所得税賦課法のパート4Aに規定されている一般的租税回避防止規定につき、オーストラリアに課税拠点を持たないように仕組み作りをしている外国多国籍企業にまでその運用を拡大する内容の法律草案を公表しました。この変更は、関連者間取引を通してオーストラリアにおける売上から生じる利益を海外で記帳し、かつ、これに対し全世界的に課税を受けていないまたは軽課税を受けている約30社の企業を捕捉するための施策となっています。この施策は2016年1月1日以降に享受した「新規および既存のスキームから生じる税ベネフィット」が対象となり、年間全世界収入が10億豪ドル超の企業にのみ適用されます。

これに関連して租税回避または利益移転スキームを開始した企業に対する罰金は不足税額の120%相当額となります。この施策は、年間全世界収入が10億豪ドル超の企業にのみ適用され、2015年7月1日以降に納税者が獲得したスキームに係る便益に対して適用されます。

#### 2. 新しい移転価格文書化基準

連邦政府は経済協力開発機構 (OECD) が公表した新しい移転価格文書化基準を国内法に取り入れる予定です (Ⅳ. 4参照)。新移転価格文書化基準により、オーストラリア課税当局 (以下、「ATO」という) は次の情報を入手することになります。

- 国別報告書により、多国籍企業のグローバルな活動に関する情報が開示される。これには、国もしくは地域別の損益や税額、法人別の事業上の役割分担に関する情報が記載される。
- マスターファイルには、多国籍企業のグローバル事業の全体像および移転価格方針に関する情報が含まれる。
- ローカルファイルにより、現地納税者が行う関連者取引についての詳細な情報が提供される。

この施策は年間全世界収入が10億豪ドル以上の企業にのみ適用され、2016年1月1日以降に開始する税務年度から適用が開始されます。

#### 3. 国外事業者によるデジタル製品および役務の提供に対するGST課税

国内において商品および役務の提供を行う国内事業者は10パーセントのGST (Goods and Service Tax、物品サービス税) を顧客に請求する必要がありますが、同様の商品および役務の提供を国外から行う事業者はGSTを顧客に請求する必要が

ありません。このことから、国内事業者は競争上の不利益に直面しており、これに関して直近の5年間で国民によりかなりの議論が行われました。予算案で提案されている施策は、輸入されるすべての無形資産および役務提供のうちオーストラリア居住者であるエンドユーザーに消費されるものについて、GSTを課すようにすることにより、部分的にこの問題に対処するものです。

これらの施策は、デジタル製品の提供（例：映画のダウンロード、ゲームや電子書籍）や、コンサルタントやプロフェッショナルサービスなどの役務提供に適用されますが、オンラインで注文された物理的な商品の提供には適用されません。一定の状況下では、非居住者により行われるデジタル製品の提供に伴うGSTの納税義務は電子マーケットまたはプラットフォームの運営者に転嫁されることが予定されています。

これらの取極めにより新たにGSTの納税義務を生じることになる非居住者（国外事業者）のために、簡素化した納税者登録への枠組みが提案されています。

この新しいGST規則は2017年7月1日以降の「供給（Supplies）」に対して適用される予定です。なお、この変更には州および特別地域の満場一致の合意が必要となります。

#### 4. BEPS関連

オーストラリアはG20の2014年議長国として、多国籍企業が正しい額の税金を納めるようにOECDの税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting、以下「BEPS」という）行動計画の進展をリードしてきました。オーストラリアは15項目の行動計画のうち、4つの重要な行動項目の実現に向けて、これらの制度の導入のために動き出すことを予算案で言及し

ました。公表内容の概要は図表4のとおりです。

#### 5. その他のビジネス課税関連の改正点

その他のビジネス課税関連の主な改正点は、以下のとおりです。

- 政府は研究開発費に係る還付可能税額控除制度および還付不可能税額控除制度について制度の対象となる適格試験研究費額の上限（年間1億豪ドル）を設定した（この点は法律施行済み）ことを予算案で言及した。なお、2014年7月1日以降開始税務年度から、控除額算出の際に使用される割合をそれぞれ1.5パーセントずつ低減させる法案（還付可能45%→43.5%、還付不可能40%→38.5%）が現在上院に提出されている。
- 政府は、税制審議会に、「税務情報の自発的公表に関する行動規範（transparency code for public disclosure of tax information）」の制作を依頼している。これは、大企業が対象となる制度である（なお、2015年7月14日に財務省は本件に係る参考条件（Terms of Reference）を公表した）。
- 連邦政府は次の3年間に於いて国際的ストラクチャリングおよび利益移転（International Structuring and Profit Shifting (ISAPS)）と呼ばれるATOの法人税・移転価格に関するコンプライアンス・プログラムを継続して実施することを決めた。これまでに、このプログラムは2億5000万豪ドルの歳入を生じさせており、合計で11億豪ドルの歳入をもたらすものと見積もられている。
- GSTコンプライアンス・プログラムの3年間の延期が予算案で言及された。連邦政府はATOによる既存のGSTコンプライアンス・プログラムを3年間延長することにより追加で25億豪ドルの歳入を見込んでおり、このうち18億豪ドルが州および特別地域に配分される予定である。追加の歳入は2016-17年度で約7億1千8百万豪ドルと見込まれている。
- 一次産業（農業、畜産業）を営む企業（Primary Producer）が、2015年5月12日午後7時30分以後に行った飼料保存用資産、フェンス、ならびに、ダム・タンク・家畜用の水飲み池・用水路・ポンプ・給水塔・風車などの給水設備に係る適格支出について

図表4 BEPS行動計画における重要行動項目

|                            | BEPS<br>行動項目 | 公表内容                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 国別報告書の導入                | 項目13         | オーストラリアは国別報告書制度を2016年1月1日から導入する。これは、多国籍企業で租税を回避している納税者を露呈させる大改革案となる。世界で初めて、多国籍企業は、彼らが活動している国ごとに所得と支払法人税を含むその全世界における活動の全体像を税務当局に提供することを求められる。提供された情報は、税務当局間で共有されることになる。                                                                                 |
| 2. 租税条約濫用の防止               | 項目6          | 国はお互いに貿易および投資を促進するために租税条約を締結している。租税条約は国際的二重課税を避けることを目的としているが、課税を完全に避けるために条約を悪用している納税者も存在する。OECDは、この問題に立ち向かう計画を発展させてきた。オーストラリアは既に租税条約内に濫用防止規定を含んでいるが、条約実務としてOECDの提言を織り込むために動き出す予定である。                                                                   |
| 3. ハイブリッドミスマッチ取極めの無効化規定の導入 | 項目2          | 異なる国における異なる課税規則があることから、多国籍企業が一方の国で損算入し、もう一方の国で税金を支払わないという取扱いが認められている。OECDは、これに立ち向かう計画草案を開発した。オーストラリアは、これらの草案に従って行動を開始する初めての国の1つとなる。政府は税制審議会（Board of Taxation, BOT）にこれらのルールの導入について取り組むように依頼している（なお、2015年7月14日に財務省は本件に係る参考条件（Terms of Reference）を公表した）。 |
| 4. 有害な税制へのより有効的な対処         | 項目5          | 事業を呼び込むため、多国籍企業に秘密または優遇的な税取扱いを提供している国も存在する。これは他国にとっては有害な税制となりうる。OECDは、オーストラリアはそのような有害な税制に取り組んでいないことを確認した。ATOは、他国から多国籍企業に提供された秘密の税取扱いのうち、オーストラリアにおいて租税を回避することに貢献しうるものに関する情報交換を開始した。                                                                     |

は、加速度償却または即時償却が利用可能となる（2015年6月22日に法律施行済み）。

- 管理投資信託 (Management Investment Trust) については、税制適格管理投資信託のための新しい所得帰属課税システム (a new attribution tax system) を2015年7月1日から適用開始する予定であったが、連邦政府はこの施策の適用開始日を2016年7月1日とすることに変更したことを公表した。ただし、納税者は選択により2015年7月1日から適用開始することができる。
- オフショアバンキングユニット優遇税制（適格オフショアバンキング所得に対する10%課税）を近代化するための改正は2015年7月1日以降に開始する税務年度から適用される（2015年6月25日に法律施行済み）。

## V まとめ

今回の政府予算案は小規模企業に対してインセンティブを提供することや家計における配偶者を支える政策に強く焦点が当てられており、日系企業全般に大きな影響を与えるような税制改正案はみられなかったと言っても過言ではないと思います。また、税の公平性に関する世界的な流れから、対多国籍企業関連税制の導入・整備にも焦点が当てられています。これとは別の流れとして、本年の連邦予算案では具体的に触れられませんでした。豪州税制の包括的改革が次年度以降の連邦予算案にて実施されていくことになると思われます。オーストラリアの連邦および州政府は、この包括的税制改革の必要性に関しては合意していますが、その内容に関しては各政府間・政党間でさまざまな議論が今後展開されることになります。包括的税制改革は、将来この国の経済成長にも影響を与えるテーマであり、現地でビジネスをする日本企業も、この議論の行方に細心の注意を払う必要があります。

本稿は、月刊「国際税務」(Vol.36 No.8、税務研究会発行)に寄稿したものに一部加筆したものです。

【バックナンバー】  
「オーストラリア 2014/15 年度連邦予算案の解説」  
(KPMG Insight Vol.8/Sep.2014)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG オーストラリア  
シドニー事務所  
パートナー 大庭 正之  
TEL: +61-2-9335-7822  
masaohba@kpmg.com.au

KPMG 税理士法人  
ディールアドバイザー M&A タックス  
シニアマネジャー 吉岡 伸朗  
TEL: 03-6229-8052  
nobuaki.yoshioka@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com  
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.